

平成21年度文教厚生常任委員会所管事務調査（研修視察）報告書

○視察年月日 平成21年7月15日（水）～16日（木）

○目 的 本委員会が所管する福祉及び教育に関する事項について、先進地の取り組みを研修するため

○視 察 先 （1）三重県名張市
（2）社会福祉法人 加島友愛会 L i n k （大阪市淀川区）
（3）京都府綾部市

○視 察 者 松本聖司委員長、森口副委員長、足達委員、池田委員、平林委員
行待委員、吉岡和信委員、吉岡豊和委員

【三重県 名張市】

1 視 察 日 時 平成21年7月15日（水）午後1時30分～3時20分

2 視 察 内 容 不登校問題への取り組みについて

3 市 の 概 況

名張市は、人口8万3千人で三重県の西の端に位置し、経済的には大阪圏に属し通勤時間が大阪まで1時間ということで大阪のベッドタウンとして発展してきた。それに伴い児童、生徒も増えてきたが、近年減少傾向にある。

4 視 察 概 要

（1）名張市役所にて、不登校問題に対応する組織の概要と取り組みについて説明を受け、その後、市内他場所にある指導教室（通称さくら教室）の視察を行った。

名張市教育委員会は、中学校で荒れた時期があったこと等も踏まえ、心理的・情緒的理由により、登校できない状態にある児童・生徒の学校生活への復帰や社会的自主を支援するため、平成3年に県内でいち早く適応指導教室（通称さくら

教室)を開設している。平成14年には、市教育委員会より独立した機関として名張教育研究所を開設し、主として教育課題の把握と解明、教育についての調査・研究、研修、教育支援・相談、情報収集・提供などの事業を行っており、適応指導教室はその分室として、不登校児童・生徒への支援・相談などについて専門的に対応している。

名張市の不登校児童・生徒の現状は、平成19年度の統計によると30日以上
の欠席のあった児童・生徒の不登校理由として一番多いのは中学校では「不安な
どの情緒的混乱」(47%)が、小学校では「その他の原因」(52%)が多く、
次に「不安などの情緒的混乱」(26%)が多い。

次にその対応については「チームで取り組んでいるケース」が小中学校ともに
50%弱、「他機関との連携」についても、小中学校ともに50%程度であり、
まだまだ学校や担任だけで対応しているのが現状である。

平成19年度から、文部科学省の「問題を抱える子ども等の自立支援事業」の
委託を受け、「不登校を3年間で半減する」ことを数値目標に掲げて①早期発見・
早期対応につながる取り組み、②関係機関との連携した取り組み、③適応指導教
室を活用した取り組みなどを行っており、その成果は不登校出現率の減少傾向に
現われている。

その取り組み内容は、市教育委員会が作成した「不登校防止対応マニュアル」
を活用し、連続する「月2日の欠席」をポイントに、教職員や保護者が敏感にな
れるよう意識の向上をはかっている。他には各校の取り組みが把握できるよう
「不登校・不登校傾向児童生徒報告書」の活用や、学年間や学校間(小中連携)

の児童生徒の過去の指導
内容や様子・家族の状況
など、指導の重要な参考
資料として「不登校児童
生徒の指導カルテの作
成」の活用をしている。
また、児童生徒理解、不
登校を生まない学級(絆
づくり)の検証に「Qー
U学級満足度調査」の実



適応指導教室「さくら教室」外観

施とその活用もしている。

次に、教育相談担当及び生徒指導担当への直接指導や、実践報告の機会をもうけるため「教育相談担当者会議」及び「生徒指導推進部会」の開催を増やしている。

学校への指導や適応指導教室の対応等について、不登校対策を専門分野としている大学教授を「スーパーバイザー」として招聘し、定期的に助言を受けている。

教育研究所と連携し、事例検討会を開催。講師を招聘するなどして、担任や教育相談等を対象にケースカンファレンスを実施している。関係機関との連携については、校内においては、教育相談担当と生徒指導担当、特別支援コーディネーターとの連携を強化するとともに校外の医療関係や福祉関係等との連携もさらに強化している。

保護者への対応については、適応指導教室が主体となって、不登校・不登校傾向の児童生徒を持つ保護者だけでなく、様々な気持ちを抱える保護者を対象に講師を招聘し、「保護者のつどい」を年3回実施、又、教育相談にも力を入れている。

① これらの取り組みにより得られた成果

- ・ 学校全体で取り組みを進めているところについては不登校・不登校傾向児童生徒の大幅な減少がみられた。
- ・ 学校だけでなく、外部相談機関も入り、不登校・不登校児童生徒アセスメント及び学校復帰
- ・ 継続的な登校支援のための情報共有手段の活用により、児童生徒の状況把握が適切に行われ、医療等の支援がスムーズに行われるようになった。
- ・ 各学校の適応指導教室の積極的な活用や関係機関との連携も強化された。

② 今後の課題

児童生徒の月2日以上欠席に敏感になり、状況に応じてチーム支援の体制ができるシステムの構築とともに、中1ギャップが生まれないために義務教育9年間を見直し、継続して支援できる情報共有が必要であるとのことであった。

(2) 次に適応指導教室（さくら教室）についてであるが、スタッフ（平成21年度）

は、相談員（県費教職員）2名、不登校生自主支援補助員1名（非常勤）、臨床心理士1名（非常勤）、学生ボランティア（さくらフレンド）で成り立っている。

① 活動内容について

ア 通級生への支援として、小集団を中心とした体験学習や活動を通して、通級生の心理的発達や自立を支援するとともに、「心の居場所・絆づくりの場」となるような教室運営に努めるとしている。

個別の学習、軽スポーツ、1対1での遊び、手芸等小集団での遊び、調理実習や園芸など、個別の支援計画や個別指導計画に基づきスモールステップで通級生が充実感を感じ自己決定能力を育むよう支援している。また、教室外でのデートキャンプや社会見学などの体験活動も計画的に実施している。

イ 保護者への支援として、保護者の不安や悩みを受け止めるとともに、家庭でのサポートが円滑に進められるよう、定期的（月1回）に「保護者面談」を実施する。また、通級生や不登校・不登校傾向を示す児童生徒の保護者を対象に、お互いの悩みや共有し、不登校に対する理解や支援の在り方について学ぶ機会を持つことで子どもを支える力を養うことを目的に毎学期1回「保護者のつどい」を行っている。

次に、相談員による児童生徒、保護者、教職員を対象に電話・面接による相談（月1回）。臨床心理士による保護者へのカウンセリング。教職員への支援として児童生徒のアセスメント、校内での具体的な支援の方針と体制の在り方、他機関の必要性や進め方についてのコンサルテーションを月2回行っている。

ウ 学校訪問の実施について、全小中学校を計画的に訪問し、不登校傾向児童生徒の状況把握に努めるとともに、通級児童生徒の在籍校へは月1回、児童生徒の適応指導教室での活動状況について報告し、支援の在り方について情報交換を行う。

エ 啓発活動として、ケーブルテレビでの教室紹介や、教室案内のリーフレットの配布、市広報での相談時間の案内など市民への情報提供に努めている。

オ 調査活動として、不登校及び不登校傾向児童生徒の各学校の状況把握に努め、学校訪問の資料や相談等に活用している。

- ② 適応指導教室通級生の状況については、平成21年7月9日現在に適応指導教室へ来室通級した児童生徒は、小学生1名（女子）、中学生11名（男子6名、女子5名）。その内訳として、学校復帰2名、正式通級6名、相談のみ1名、通級体験中3名となっている。

5 所 見

1990年代より、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、全国の小中学校では、不登校問題が大きくクローズアップされている。

いかに不登校を出さないか、なくしていくかが、至上の命題となっている中で、京丹後市議会文教厚生常任委員会では、「不登校問題への取り組みについて」一歩先んじているといわれる三重県名張市の実態を調査・研究するべく、視察を行った。

名張市教育委員会では、不登校に対応すべく平成3年に、県内でもいち早く、適応指導教室を開設、平成14年には教育委員会の独立機関として、教育研究所を開設し、教育指導・研修・調査研究等の在り方について、その推進組織の確立と推進計画など、予算を付けながら自立支援事業に取り組んでいる。

また、平成19年より、国の委託を受け「問題を抱える子ども等の自立支援事業」にも取り組んでおり、それらの成果として不登校児童・生徒の出現率が年々減少してきているとしており、教育委員会をはじめ関係機関などと積極的に取り組む姿勢はとてもよいと思う。

特に、不登校問題で重要なことは、未然防止、早期発見・早期対応であるが、その点、名張市教育委員会では「不登校防止対応マニュアル」をつくり、学校、担任、保護者、関係機関に配って、情報共有を図っていることはよいと思う。

次に、指導の重要な参考資料として「不登校児童生徒の指導カルテの作成」の活用や児童生徒理解、不登校を生まない学校（絆づくり）の検証に「Q-U学級満足度調査」の実施とその活用などについては、学校や担任に重要視され、対応に役立っていることは特筆できよう。

更に、不登校などの対応に、担任だけ、学校だけに任せるのではなく、適応指導教室や関係機関とのチームでの対応に力を入れている点もよい。

次に「不安を抱える子どもたち」にとっては「心の居場所・絆づくりの場」は大切なことであると思うし、その点で適応指導教室の役割は大きいと思える。また、保護者とのつながりや絆を深める為の「集い」や面談・相談など、保護者支援に力

を入れている点もよいと思う。

しかし、他方で改めて不登校問題を考えるに、名張市の不登校問題への取り組み内容など先進地としての評価は高いものがあるが、不登校問題は学校や教育委員会だけでは解決をみない問題の根深さを社会全体として捉えなければ不登校児童生徒数や出現率の減少だけでは展望が見えてこないように感じた。

視察前に事前学習として本市教育委員会から本市の不登校の実態と取り組みについて研修した。不登校児童生徒数は、前年比では減少しているが、小学校で14人、中学校では51人の不登校児童生徒がおり、今なお深刻な状況が続いており。現状での教育委員会としての取り組み方、姿勢には、積極的な面が強くは感じられなかった。

今後は、教育委員会として、不登校問題の解決に向けて施策の重要課題の一つとして、組織体制をしっかりとしたものにして、協力に取り組んでいただきたいと思います。要するに、教育委員会、学校、担任、家庭など、人の真剣さ、やる気の問題である。



さくら教室内

【社会福祉法人 加島友愛会 L i n k】

1 視 察 日 時 平成 2 1 年 7 月 1 6 日 (木) 午前 1 0 時 ~ 1 2 時

2 視 察 内 容 障害者就労支援の取り組みについて

3 視 察 概 要

加島友愛会は、社会福祉法人の中でも珍しい成り立ちをしている。それは、部落開放運動という市民運動を背景に設立されたことである。

また、友愛会は、「人間は尊敬することによって自らを解放せん」として、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」の精神を基本理念としている。

友愛会の各施設は、子ども、高齢者、障害者を含む住民がともに生きていく地域社会、加島三津屋地域全体の「福祉のまちづくり」の住民運動の一環として作られた。

加島友愛会の施設、事業

加寿苑 特別養護老人ホーム (定員 8 4 人)

ショートステイ (定員 1 6 人)

デイサービス (定員 2 3 人)

在宅介護支援センター

ホームヘルプサービス

アンダンテ加島 知的障害者入所更生施設 (定員 5 0 人)

加島希望の家 通所介護施設 (定員 5 0 人)

かしま障害者センター

生活介護事業 むつみ

知的身体障害者ホームヘルプセンター 朱鷺

障害者グループホーム

加島苑 あさがお セッション チューリップ カナリヤ

障害者就労移行継続事業 L i n k

就労移行支援 (定員 3 0 人 2009. 7. 1 現在 3 5 人)

就労継続支援 B 型 (定員 1 0 人 2009. 7. 1 現在 3 5 人)

障害者就労支援センター C O C O L O

視察先のL i n kは、知的障害のある人が「はたらく」ことにより、社会で自立した生活が送れるよう支援している。知的障害のある人の「はたらく」ことに対して、対象者支援、事業所支援、家族支援を主としたジョブコーチによるサポートを行っている。

ジョブコーチは、障害のある人に付き添うだけのスタッフではなく、確実なプランのもとにさまざまな調整と交渉を重ねて、その人の「はたらく」をサポートし、プロジェクトを進める専門家である。

働くことを通して、あいさつ、職場マナーや過ごし方を体験し、中長期的な視点で就職に向けてのアセスメントを実施できる場所として、職業訓練事業を設けている。

(1) 施設の特徴

終の住みかではなくて、地域に出て行くための訓練を行なう場所である。2年間で出て行かなければならない。主に利用者は特別支援学校の知的障害をもつ卒業生である。大阪市外からの利用者も多く、2年で就職するので平均年齢は若い。

昨年来不況の影響で就職先が少なくなっているが、ここでは就職率は高く（全国では35.7%が就労できていない施設がある）就職の定着率も高い。そのため就職後も途切れのない支援に力を入れずっと支えるように努力している。

自立支援法が施行され約8千万円の減収になったが、見直しが行なわれて少しは軽減された。利用者の平均工賃は、仕事によって違うが、月1万7千円ぐらいである。

施設の運営にあたる職員は、正規職員（20代）が6人で、あとは、パート職員でやりくりしている。



本日の職業訓練先一覧

(2) 主な事業内容 (加島友愛会 Link のパンフレットより)

Link

事業内容

●定員40名

●就労移行支援事業(30名)

民間企業就職に向けた利用者に対し施設内作業や職場体験実習を提供することで、基本的労働習慣を身につけ円滑な就労を目指すための支援を行います。

●就労継続支援事業B型(10名)

利用者それぞれに合った作業を提供し、安心・安定して施設生活を送ることができるよう支援を行います。

●利用期間

- ・就労移行支援事業 原則2年間以内。
- ・就労継続支援事業B型 定めなし(1年ごとの利用契約更新)

●開所日

- ・月曜日～金曜日
- ・毎月第2土曜日にサークル活動を実施しています。
- ・休日:土(第1、3、4)・日・祝日・年末年始

●年間行事

- ・夕涼み会
- ・田植え・稲刈り
- ・日帰り旅行
- ・餅つき大会

●作業科目

<リネン>
リネン業者との契約により、タオル等のリネン業務を行います。

<ビルメンテナンス>
施設内の清掃や外部施設の受託清掃を行います。

<受注作業>
紙器加工や梱包作業を中心に様々な作業に取り組んでいます。

<企業内授産>
一般企業の敷地内にて作業に取り組んでいます。施設内とは異なる環境なので一定の緊張感を持って作業をしています。

●プログラム

9:15	・・・出勤・更衣
9:25	・・・朝礼・作業開始
12:00	・・・昼食
12:45	・・・作業開始
16:00	・・・作業終了・終礼



受注作業(紙器加工等)



ビルメンテナンス

●個別支援計画

利用者一人ひとりの作業状況、生活状況を考慮し、個々のニーズに沿った支援計画を策定します。
また、定期的に目標の設定と評価を行います。

●職場体験実習

社会の中で働くことを経験することで、就職へのイメージ作りを行います。

●雇用を前提とした実習

就職を前提にした企業での実習を行い、今後の方向性を見極めます。



```

graph TD
    A[面接・実習  
基礎情報] --> B[施設内  
作業]
    B --> C[企業内  
授産]
    C --> D[体験を目的  
とした実習]
    D --> E[雇用前提の  
職場実習]
    F[面接・実習  
基礎情報] --> G[利用者のプロフィールをつかむ  
・指示の理解  
・基礎体力  
・集中力  
・作業品質・速度  
・挨拶、報告  
・一般就労に向けての意欲]
    H[体験を目的  
とした実習] --> I[環境の中での本人を知る]
    J[雇用前提の  
職場実習] --> K[ジョブマッチング(環境整備)を行う]
        
```

4 所 見

加島友愛会L i n kでの、一人ひとりが大切にされ、障害があっても仕事に参加し、社会に貢献しているというやりがいを感じることや、「あいさつ」をしっかりと行ない、働ける障害者をつくっていくという、すばらしい理念を持つての取り組みに感動した。ハローワークとの連携をしっかりと、就職率も高くなっている。就職後もしっかりと状況を把握し支援を続けることは大切な取り組みであると思った。地域環境の違いはあるが、公的な支援のみに頼るのではなく経営に対するノウハウをしっかりと持っている。

京丹後市内の施設では、この不況下で経営は大変きびしく、仕事もなく、就労支援もなかなか難しいのが実態である。大阪市内と京丹後ではマーケットがちがいないか。農業分野の参入などは、働く場所の拡大につながるのではないか。

また、身体障害の場合は就職しやすいが、知的障害者の就職は大変難しい。知的障害者の雇用拡大は行政のかかわりが不可欠であるとの説明もあり、京丹後市もどう関わっていくのかも問われるのではないか。



リネン業者との契約によるタオル等のリネン業務



施設内の清掃も職業訓練の一つ

【京都府 綾部市】

1 視 察 日 時 平成21年7月16日（木）午後3時～4時

2 視 察 内 容 国保税の算定方式について

3 視 察 概 要

人口 37,797人、面積 347km²、高齢化率31.6%、196集落の内、46集落が高齢化率50%を越え、集落のコミュニティーの維持が困難になっている。

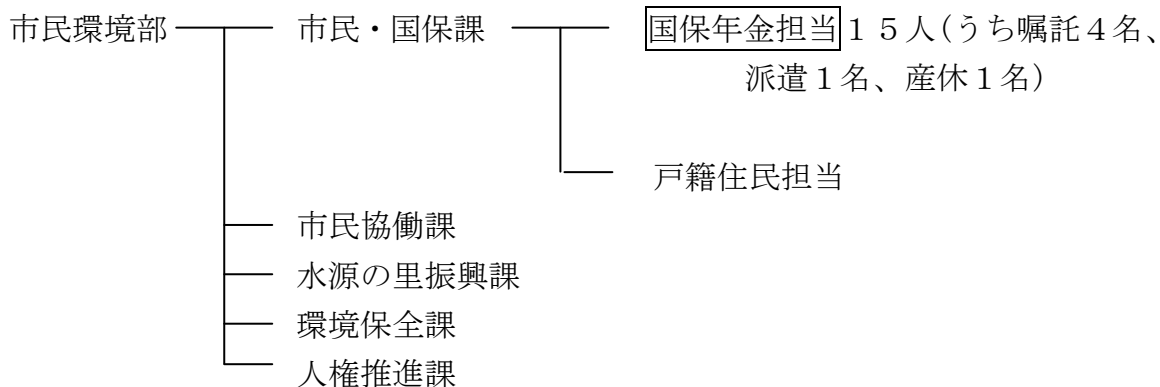
国保の加入人口は、10,650人で加入率は28.2%、世帯数15,647世帯の内、6,183世帯の加入である。

国保会計は、35億8千万円、準備基金4億2千7百万円、21年度末、2億程度になる予想。保険給付については、27万円程度で推移しており、1人当たりの保険料は、46,100円で6年間据置いている。この事は基金を充当しているため、基金が減少する中、今後保険料のあり方の検討が必要である。又、収納率も、94.73%と落ち込んでいる。

今後の課題としては、特定検診の受診率65%まで近づけることと、京都府地方税機構の加入についての検討である。加入については、当面見送っているが、収納率の推移や短期証のやりとりを見ながら、検討していきたい。

(1) 綾部市国民健康保険にかかる事務機構及び事務内容

① 事務機構



② 事務内容

ア 国民健康保険に関すること (給与・保険料賦課・徴収)

なお、特定健診・特定保健指導の実務は保健推進課で対応

- イ 後期高齢者医療に関すること
ウ 国民年金に関すること

(2) 運営協議会

委員の構成 (定数 12 人)

被保険者を代表する委員	4 人
保険医又は、保険薬剤師を代表する委員	4 人
公益を代表する委員	4 人

(3) 被保険者 (3月末)

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
世 帯 数		9,091 世帯	9,121 世帯	6,183 世帯
被 保 険 者 数	若人 (一般)	6,395 人	6,311 人	9,649 人
	老 人 保 健	5,852 人	5,682 人	-
	退 職	4,166 人	4,284 人	1,001 人
	計	16,413 人	16,277 人	10,650 人

(4) 財政状況

① 平成 20 年度決算見込みの状況

単位：千円

歳 入			歳 出		
国民健康保険料	16.3%	584,700	保険給付費	67.2%	2,411,257
国庫支出金	21.9%	785,253	後期高齢者支援金等	11.9%	425,806
療養給付費等交付金	11.0%	394,947	介護給付費納付金	4.7%	168,825
前期高齢者交付金	25.2%	902,060	保健事業費	1.4%	49,049
府支出金	3.8%	135,443	その他支出金	14.8%	531,207
一般会計繰入金	4.5%	161,721			
基金繰入金	6.6%	238,035			
その地収入	10.7%	384,601			
計	100.0%	3,586,760	計	100.0%	3,586,144

歳入歳出差引残金 616 千円

② 国保準備基金の推移

単位：千円

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 (見込み)
990,349	661,438	427,592

(5) 保険料

① 保険料率の推移

単位：円、％

	区 分	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割
医 療 分	平成 15 年度	5.81	21.2	22,100	16,600
	平成 16 年度	5.81	21.2	20,900	15,100
	平成 17 年度	5.81	21.2	20,900	15,100
	平成 18 年度	5.81	21.2	19,800	14,300
	平成 19 年度	5.81	21.2	19,600	13,900
	平成 20 年度	4.12	－	14,200	10,000
	平成 21 年度	4.17	－	14,200	10,000
介 護 分	平成 15 年度	1.12	3.72	5,400	3,000
	平成 16 年度	1.23	4.08	6,200	3,500
	平成 17 年度	1.33	4.11	6,700	3,800
	平成 18 年度	1.40	4.60	7,100	4,000
	平成 19 年度	1.47	4.76	7,500	4,100
	平成 20 年度	2.10	－	7,600	4,100
	平成 21 年度	2.13	－	7,800	4,100
後期高齢者 支援金分	平成 20 年度	1.53	－	5,400	3,900
	平成 21 年度	1.55	－	5,400	3,900

② 1人当たり保険料額の推移

単位：円

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
一般医療分＋ 一般支援金分	50,000	46,100	46,100	46,100	46,100	46,100	46,100
一般介護分	13,750	15,690	16,960	17,190	18,610	18,700	18,950

③ 収納率の推移

単位：％

		15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度 (見込)
現 年 分	全 体	96.48	96.68	96.96	96.93	96.54	94.73
	医療分	96.56	96.79	97.07	97.09	96.69	94.66
	支援金	－	－	－	－	－	95.65
	介護分	95.27	95.21	95.70	94.97	94.77	93.43
	一 般	95.67	96.17	96.27	95.93	95.14	94.05
	医療費	95.78	96.30	96.42	96.17	95.37	94.07
	支援金	－	－	－	－	－	95.14
	介護分	93.83	94.28	94.28	92.84	92.30	91.51
	退 職	99.28	98.10	98.68	99.17	99.47	98.49
	医療分	99.32	98.22	98.74	99.22	99.49	98.60
	支援金	－	－	－	－	－	99.09
	介護分	98.83	96.97	98.11	98.69	99.22	97.82

帯 納 分	全 体	11.39	12.62	12.81	12.00	10.20	9.18
	医療分	11.38	12.29	12.75	12.03	10.27	9.22
	介護分	11.47	14.70	13.68	11.66	9.55	8.82
	一 般	11.30	12.32	12.30	11.63	10.45	9.07
	医療分	11.28	12.20	12.23	11.65	10.47	9.09
	介護分	11.68	14.38	13.32	11.36	10.16	8.89
	退 職	13.31	19.05	19.91	16.86	7.27	10.51
	医療分	13.84	19.24	20.58	17.44	7.61	10.90
	介護分	9.54	17.79	15.94	13.55	5.41	8.34

* 20年度については見込率

(6) 保険給付

① 平成20年度 医療給付の状況 (年報より作成)

医療費	一 般	退 職	全 体
医療費前年度対比	180.41%	30.73%	108.39%
一人当たり医療費	257,541 円	395,232 円	207,390 円
前年度対比	117.68%	130.36%	107.02%
一人当たり高額療養費	20,260 円	32,917 円	21,441 円
前年度対比	109.28%	241.83%	129.45%

② その他の保険給付状況 (平成20年度)

出産育児一時金	葬祭費	精神・結核医療付加金
42 件 : 14,940,000 円	83 件 : 4,150,000 円	1,526 件 : 1,964,163 円

(7) 保険事業

- ① 人間ドック総合検診補助事業 (9割)
- ② あやべ健康プラザ利用者入会金等補助
- ③ 健康食を楽しむ会の開催 (市内12会場)
- ④ 医療通知 (年6回、28,385通発送)
- ⑤ 疾病予防事業 (高齢者のインフルエンザ予防接種の費用負担)
- ⑥ 綾部市健康指導者派遣事業
- ⑦ あやべ食育フェア
- ⑧ 糖尿病予防事業
- ⑨ 特定検診・特定保健指導
- ⑩ レセプト点検嘱託職員報酬等、レセプト点検業務委託

(8) 国保税の算定方式について

- ① 賦課方式の変更の経緯とその後の影響について
ア 概要

保険料については、応能割 50%、応益割 50%となるよう料率の決定を行っている。

平成 19 年度までは、応能割で、所得割 45%、資産割 5%として料率を決定していたが、平成 20 年度に資産割を廃止。

イ 賦課方式の変更理由

- ・後期高齢者医療制度との整合を図る
- ・固定資産を持っていたとしても、社会状況の変化により所得を生むことは少なくなり、保険料を支払う能力があることには直結しないため。

○所得割の料率

平成 19 年度 5.81%

平成 20 年度 5.65% (医療分+後期高齢者支援金分)

② 収納対策

ア 体制

- ・嘱託職員 1 名の雇用
- ・職員 7 名で地区担当割を行い滞納整理を行う

イ 対策

- ・収納特別期間の設定 (12 月、3 月、5 月)
- ・短期証等の活用 (3 ヶ月、6 ヶ月、1 年証)

4 所 見

綾部市が国民健康保険料の賦課方式を四方式から三方式へ変更したのは実にタイミングが良い。現在綾部市では保険料については、応能割(所得割) 50%、応益割(均等割・平等割) 50%となるよう料率が設定されているが、平成 19 年度までは応能割として資産割が賦課されていた。なぜ賦課の主要な項目である資産割(平成 19 年度 21.2%)が平成 20 年度から削除されたのか、その背景を探ると次の通りである。①税は各課税項目の税率を条例で定めなければならないが、綾部市は保険料であり、応益と応能の割合(50%・50%)のみを条例で定めているだけでその率さえ変えなければ課税内容の変更は容易に行うことができる。②平成 20 年度から後期高齢者医療制度の創設に伴い課税内容の整合性(同一課税)を図る。③固定資産を所有していても社会情勢の変化に伴い所得性が低くなり、保険料の支払い能力に直結しない。などが要因とされる。では京丹後市でも議論される中で資産割を廃止することにより、所得割の税率が上がることが懸念されているが、綾部市の場合はその懸念はなかったのか。当然綾部市においてもそのことは懸念さ

れたようであるが、平成20年度は大きな医療制度改革が行われた年であり、特に退職者医療制度の改正により加入者年齢の変更が行われたことから(19年度までは60歳～74歳まで、20年度からは60歳～64歳まで)、65歳～74歳までの比較的所得(厚生年金・共済年金受給者等)の高い層が国保の一般被保険者に移行することとなったことから、全体所得額の増加に結びつき、所得割の料率は逆に下がる(平成19年度は5.81%、平成20年度は5.65%)結果となり、加入者の混乱もなく比較的スムーズに移行された。議会からの提案や市民からの要望ではなく、保険医療制度の改正や資産に対する明確な見解など改正の時期と社会情勢、さらには公平性や各保険医療制度との整合性あるいは合理性をしっかりと見据えた綾部市の対応は参考となるものであった。

長引く地場産業の低迷さらには地域を震撼させた経済不況により、京丹後市においては地場産業や商店街の低迷などにより廃店舗・廃工場など不要な建物や土地(不作付け農地を含み)が増加している現状にあり、果たして社会現狀的に京丹後市では農地や宅地及び建物が今や資産として過去のごとく財産的価値を持っているのか疑問であり、逆に資産なのか負債なのか荷物なのか自己管理に苦慮する現金を生まないものとなっているのが現状ではないかと考える。さらに、経済圏の広域化により市民が市外に持つ保有資産も多くあると考えられその実態の把握が困難とも思える。こうした厳しい経済状況下、少子高齢化や雇用問題など多くの社会的背景や現状を考えると、税と料あるいは税率の違いなどのある綾部市のような結果に結びつくのかは判明しないが、固定資産に対する現状の評価をしっかりと検証し、タイミングは必要とはされるが、京丹後市においても国保税における資産割の扱いについては検討の時期にきているのではないかと考える。



担当課長から説明を受ける